

肝炎対策について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）

目的（第1条）

- ・ 肝炎対策に関する基本理念を定める（第2条）
- ・ 国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにする（第3条～第7条）
- ・ 肝炎対策の推進に関する指針の策定を定める（第9条～第10条）
- ・ 肝炎対策の基本となる事項を定める（第11条～第18条）

基本的施策（第11条～第18条）

予防・早期発見の推進

（第11条～第12条）

- ・ 肝炎の予防の推進
- ・ 肝炎検査の質の向上 等

研究の推進（第18条）

肝炎医療の均てん化の促進（第13条～第17条）

- ・ 医師その他の医療従事者の育成
- ・ 医療機関の整備
- ・ 肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・ 肝炎医療を受ける機会の確保
- ・ 肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備 等

実施に当たり
肝炎患者の
人権尊重・
差別解消
に配慮
（第2条第4号）

肝炎対策基本指針策定（第9条～第10条）

肝炎対策推進協議会

- ・ 肝炎患者等を代表する者
- ・ 肝炎医療に従事する者
- ・ 学識経験のある者

関係行政機関

設置
意見
資料提出等、
要請
協議

厚生労働大臣

策定

肝炎対策基本指針

平成23年5月16日策定
平成28年6月30日改正
令和4年3月7日改正

●公表

●少なくとも5年ごとに検討、必要に応じ変更

9つの項目に関して取り組む内容を規定

- ・ 基本的な方向
- ・ 肝炎予防
- ・ 肝炎検査
- ・ 肝炎医療体制
- ・ 人材育成
- ・ 調査研究
- ・ 医薬品研究
- ・ 啓発人権
- ・ その他重要事項

肝炎対策基本指針の概要

平成23年 5月16日策定
平成28年 6月30日改正
令和4年 3月 7日改正

事項	項目	主 な 内 容
第1	肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向	○ 「肝炎の完全な克服」を達成することで、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんのり患率をできるだけ減少させることを具体的な指標として設定すること。
第2	肝炎の予防のための施策に関する事項	○ 新たな感染を予防するため、肝炎についての正しい知識を普及することが必要であること。 ○ B型肝炎母子感染予防対策の取組を進めること、引き続きB型肝炎ワクチンの定期接種、C型肝炎のインターフェロンフリー治療等を推進していくこと。
第3	肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	○ 全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが必要であることを周知すること。 ○ 受検者の利便性及び職域等におけるプライバシーに配慮して肝炎ウイルス検査を受検できる体制の整備等を引き続き進めること。 ○ 健康診断時等に併せて肝炎ウイルス検査が実施されるよう、医療保険者や事業主等の関係者の理解を得て、その促進に取り組むこと。
第4	肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項	○ 全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられるよう、地域での肝炎診療ネットワークの構築をさらに進める必要があること。 ○ 受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップに関する取組を推進すること。 ○ 働きながら継続的に治療を受けることができるよう、事業者等の関係者の理解及び協力を得られるように啓発を行う必要があること。
第5	肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項	○ 肝炎医療コーディネーター等の、肝炎の感染予防について知識を持つ人材や、感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材の育成と活躍の推進に取り組むこと。
第6	肝炎に関する調査及び研究に関する事項	○ これまでの成果を肝炎対策に適切に反映するため、研究実績を総合的に評価、検証するとともに、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる肝炎研究を推進すること。
第7	肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	○ 肝炎医療に係る最近の動向を踏まえ、特に、B型肝炎、肝硬変及び肝がんを含むがんの治療に係る医薬品を含めた、肝炎医療に係る新医薬品等の研究開発の促進、治験及び臨床研究の推進、審査の迅速化等が必要であること。
第8	肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項	○ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨や新たな感染の予防、不当な差別を防ぎ、肝炎患者等の人権を守り、社会において安心して暮らせる環境をつくるため、普及啓発が必要であること。
第9	その他肝炎対策の推進に関する重要事項	○ 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実を図ること。 ○ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、その実施状況も踏まえながら、効果的な活用に向けた周知も含めた方策について、検討を行うこと。 ○ 国は、都道府県に対して、地域の実情に基づき関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画及び目標の設定を図る様に促すこと。 ○ 国民一人一人が、自身の肝炎ウイルス感染の有無を確認すること、感染の可能性がある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないように適切に行動すること、肝炎患者等に対する不当な差別が生じること等のないよう、正しい知識を身につけ、適切な対応に努めること。

都道府県の肝炎対策に係る計画や目標の策定状況（令和5年度）

○ 全ての都道府県で肝炎対策に係る計画や目標を策定し、目標等の達成状況を把握している。

肝炎対策の推進に関する基本的な指針（令和4年3月7日改正）

第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

（1）基本的な考え方

（前略）なお、国及び地方公共団体が肝炎対策を実施するに当たっては、その目標、具体的な指標等を設定し、定期的にその達成状況を把握し、必要に応じて施策の見直しを検討することが重要である。

	数値目標を定めている	数値目標以外の目標 を定めている	目標を定めていない
47都道府県	44 (44)	3 (3)	0 (0)

	目標等の達成状況の把握		
	毎年度把握	定期的に把握	把握していない
47都道府県	41 (37)	6 (10)	0 (0)

※ 括弧内は令和4年度

※ 達成状況の詳細については、『参考資料5 都道府県の計画・目標・達成状況』を参照

令和7年度 肝炎対策予算案の概要

令和7年度予算案 162億円 （令和6年度予算額 168億円）

基本的な考え方

「肝炎対策基本指針」に基づき、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標として、肝炎医療、肝炎ウイルス検査、診療体制、普及啓発、研究などの「肝炎総合対策」を推進する。

1. 肝疾患治療の促進

80億円（84億円）

○ウイルス性肝炎に係る医療の推進

- ・ B型肝炎・C型肝炎のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る患者の自己負担を軽減し、適切な医療の確保と受療の促進を図る。

○肝がん・重度肝硬変に係る治療研究の促進及び患者への支援

- ・ 肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、治療研究を促進するための支援を実施する。

2. 肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進

39億円（39億円）

- ・ 利便性に配慮した肝炎ウイルス検査体制を確保し、相談や職域の健康診断における啓発の実施などにより、肝炎ウイルス検査の受検を促進する。また、市町村での健康増進事業において、肝炎ウイルス検査の個別勧奨を実施する。
- ・ 肝炎ウイルス検査陽性者への受診勧奨を行うとともに、初回精密検査や定期検査費用に対する助成を行うことにより、肝炎患者の早期治療を促進し、重症化の予防を図る。

3. 地域における肝疾患診療連携体制の強化

5億円（5億円）

○地域における肝疾患診療連携体制の強化

- ・ 都道府県等への助成により、都道府県と肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係機関の連携を強化するとともに、医療従事者や肝炎医療コーディネーター等の人材育成、肝炎患者等への治療や生活の相談支援等を行い、肝疾患診療連携体制の強化を図る。

○肝炎情報センターによる支援機能の戦略的強化

- ・ 国立国際医療センター肝炎情報センターによる肝疾患診療連携拠点病院への支援機能を強化して、地域の肝疾患医療や患者等の支援の向上を図るとともに、均てん化に資するよう連携体制の構築を行う。
- ・ 肝疾患診療連携拠点病院の相談員等が、肝炎患者からの相談に対する補助ツールとして活用することができる相談支援システムの運用等を行う。

4. 国民に対する正しい知識の普及

2億円（2億円）

○肝炎総合対策推進国民運動（知って、肝炎プロジェクト）による普及啓発の推進

- ・ 都道府県等や民間企業と連携した多種多様な媒体を活用した効果的な情報発信を通じ、肝炎に関する正しい知識や肝炎ウイルス検査の必要性などをわかりやすく伝える啓発事業を展開する。

5. 研究の推進

36億円（38億円）

- ・ B型肝炎の画期的な新規治療薬の開発や肝硬変の病態解明と新規治療法の開発、C型肝炎の薬剤耐性等に関する研究等の実用化研究と、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するための政策研究を推進する。

（参考）B型肝炎訴訟の給付金などの支給

1,181億円（1,179億円）

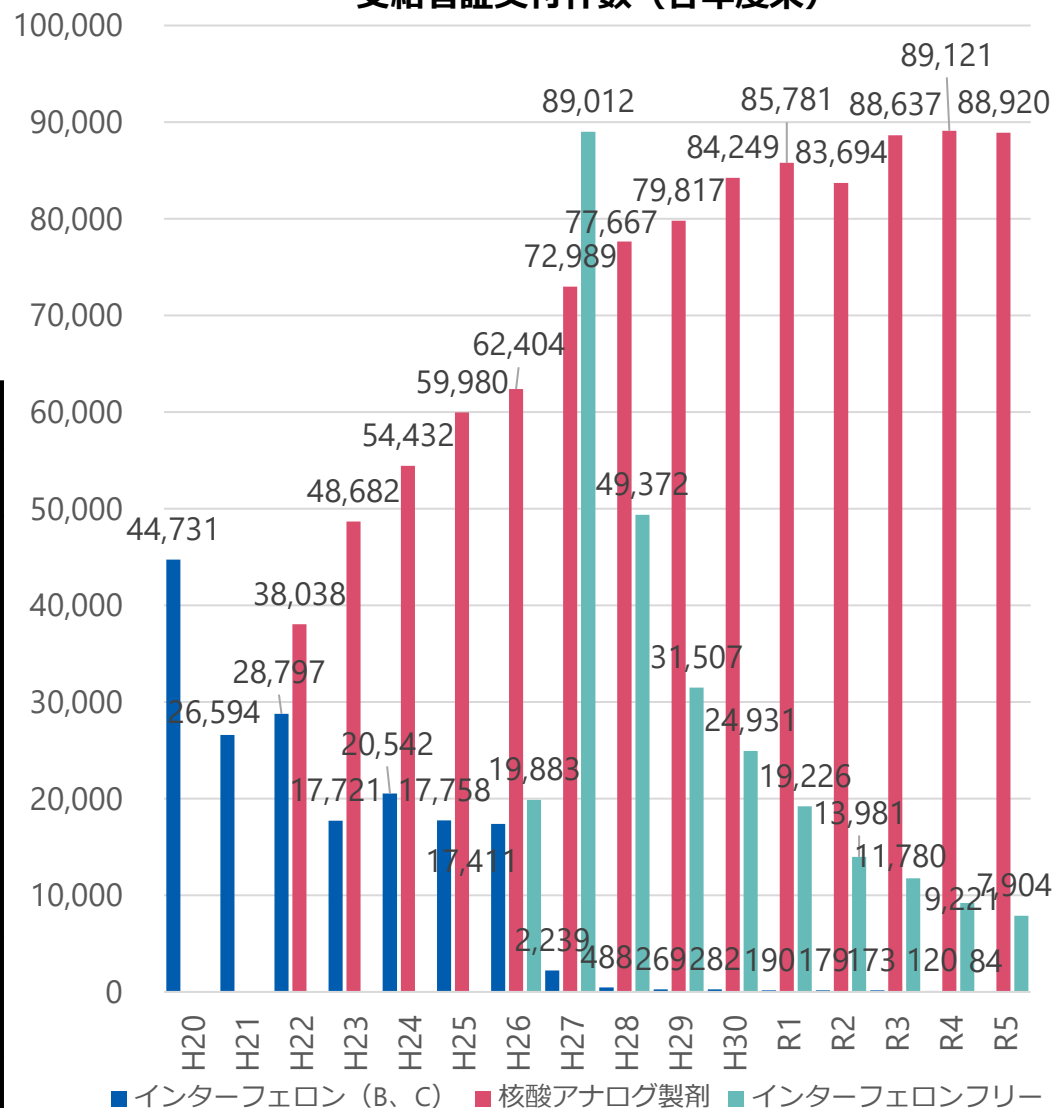
肝炎治療促進のための環境整備

肝炎治療特別促進事業（医療費助成）

B型ウイルス性肝炎に対するインターフェロン治療と核酸アナログ製剤治療、C型ウイルス性肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とインターフェロンフリー治療への医療費助成を行う。

実施主体	都道府県
対象者	B型・C型ウイルス性肝炎患者
対象医療	B型慢性活動性肝炎に対するインターフェロン治療 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン単剤 B型慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤治療 C型慢性肝疾患の根治を目的としたインターフェロン治療 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン単剤 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン＋リビリン併用 C型慢性肝疾患の根治を目的としたインターフェロンフリー治療
自己負担 限度月額	原則1万円（ただし、上位所得階層については2万円）
財源負担	国：1／2 都道府県：1／2

受給者証交付件数（各年度末）



肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進

1 事業の目的

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変は、予後が悪く長期の療養が必要となる等の特徴があることから、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを目指したガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施。（平成30年12月開始）

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- **B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の患者が、**
 - ・ **年収約370万円以下（※）で、**
 - ・ **肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療の医療費について、高額療養費の限度額（※）を超える月が過去2年間（24ヶ月）で2月以上ある場合、****当該2月目以降の医療費について、自己負担額が1万円となるよう助成。**

なお、2月目以降（助成が行われる月）については、都道府県が指定する指定医療機関で治療を受けている必要がある。

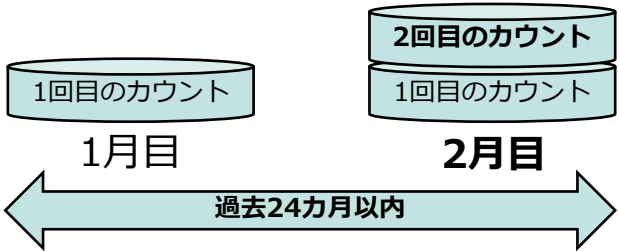
（※）年齢・所得区分ごとの高額療養費の限度額

【70歳未満】	負担割合	高額療養費の限度額
年収約370万円以下	3割	57,600円 ※1
住民税非課税		35,400円 ※2

【70歳以上】	負担割合	高額療養費の限度額	
		外来	
年収約370万円以下	70-74歳 2割	18,000円 ※3	57,600円 ※1
住民税非課税 II			24,600円
住民税非課税 I	75歳以上 1割又は2割	8,000円	
			15,000円

※1：多数回該当44,400円
（12月以内に4回目以上）
※2：多数回該当24,600円
※3：年上限14.4万円
後期高齢者2割負担の方
については令和7年9月
末まで配慮措置あり

- 実施主体：都道府県（補助率1／2）



※令和6年4月より、高額療養費の限度額を超える月数の要件を緩和
過去1年間（12ヶ月）で3月以上 ⇒ 過去2年間（24ヶ月）で2月以上

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る普及啓発・利用促進の強化 (令和6年～)

目的・概要

肝疾患連携拠点病院等において、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に関する様々な取組を実施するとともに、その成果等を広く横展開することで、制度の更なる普及啓発・利用促進を図り、医療機関・患者のフォローを強化する。

実施方法

肝炎情報センター戦略的強化事業の中に、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の普及啓発、利用促進に係る事業を追加する。

取組（例）

- ・普及啓発資材の作成
院内連携や患者支援に関する動画、マニュアル等の作成。
薬局側の目線からみたマニュアルやQ & A等の作成。
- ・研修会等の実施
院内の連携強化に係る研修会等の実施。
肝疾患診療連携拠点病院以外の指定医療機関スタッフや薬局スタッフを対象とした研修会等の実施。
- ・院内連携体制の強化
院内の関係部署と連携を図り、対象患者を漏れなく抽出し、申請までのフォローを行うとともに、必要に応じて、都道府県や薬局とも連携し、患者をフォローするための体制を強化。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の認定、助成実績

- 令和6年度新規認定件数は11月分までの報告で701件であり、令和5年度の553件を上回っている。
- 令和6年度助成件数は暫定値であり、今後追加報告が見込まれる。

- 令和6年度11月分までの助成実績を都道府県からの報告を基に、令和7年2月12日現在で集計。
- 実績値は変動する可能性がある。
 - ・入院の助成実績については、支払機関から都道府県に報告される実績をもとにしており、支払機関での医療費の審査状況により追加報告が生じる。
 - ・外来の助成実績については、患者から都道府県への償還請求の時期や都道府県での支払審査の状況により追加報告が生じる。

(件)

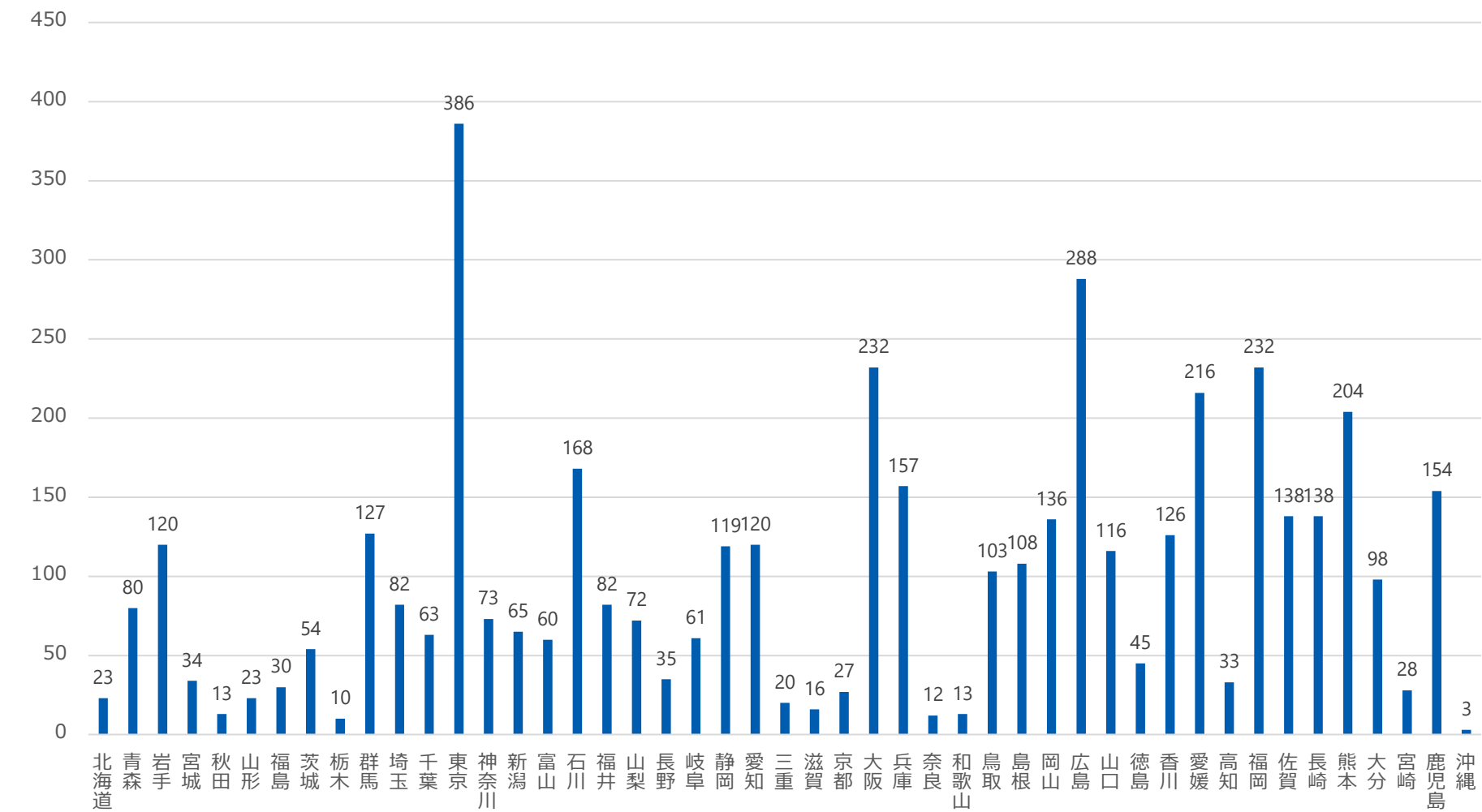
	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R5	R6年度（暫定値）												
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	R 6計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
認定件数	88	426	339	993	1,069	1,090	1,144	60	124	149	187	155	144	184	141	-	-	-	
うち新規 (前年同月)	88	378	232	848	566	553	701	37 (51)	74 (40)	99 (48)	115 (42)	84 (48)	88 (47)	115 (42)	89 (52)	-	-	-	
うち更新	0	48	107	145	503	537	443	23	50	50	72	71	56	69	52	-	-	-	
助成件数	170	859	971	3,366	4,297	4,543	2,975	437	412	406	428	380	355	343	214	-	-	-	
うち外来				1,778	2,554	2,672	1,528	254	229	225	231	194	158	144	93	-	-	-	

※認定件数：本事業の認定患者数。認定期間は原則1年で更新可能。
 ※助成件数：各月毎に本事業の助成が行われた延べ件数。
 ※H30年度は、H30年12月(事業開始)からH31年3月までの実績。

都道府県別の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成件数 (令和5年度4月～3月)

	令和5年度(4月～3月)
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業による延べ助成件数（件）	4,543

令和5年度肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成件数（R7.2.12現在）

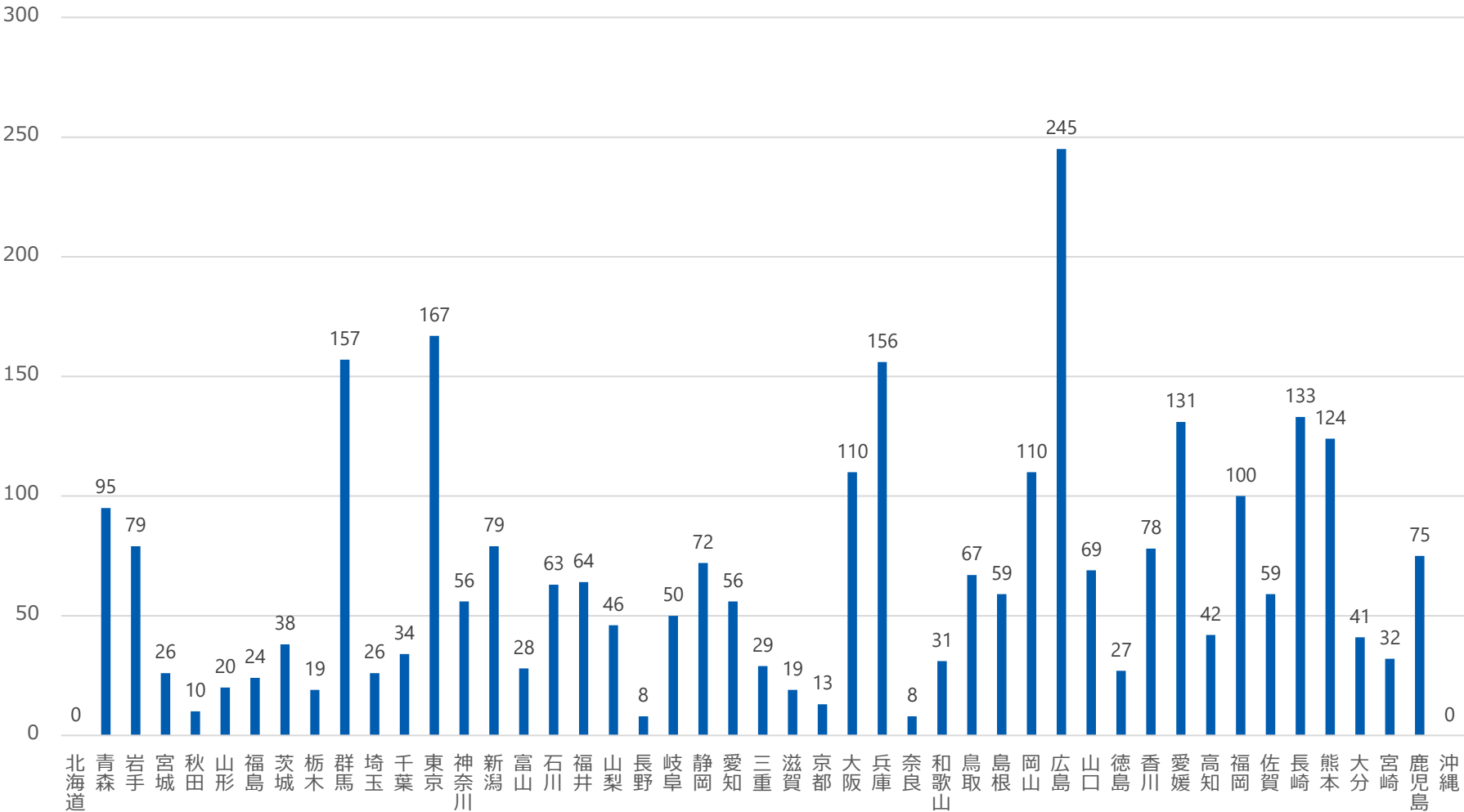


※都道府県からの実績報告を基に、令和7年2月12日現在で集計。患者から都道府県への償還請求の時期等により実績値は変動する可能性がある。

都道府県別の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成件数【暫定値】 (令和6年度4月～11月)

	令和6年度(4月～11月)
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業による延べ助成件数(件)	2,975

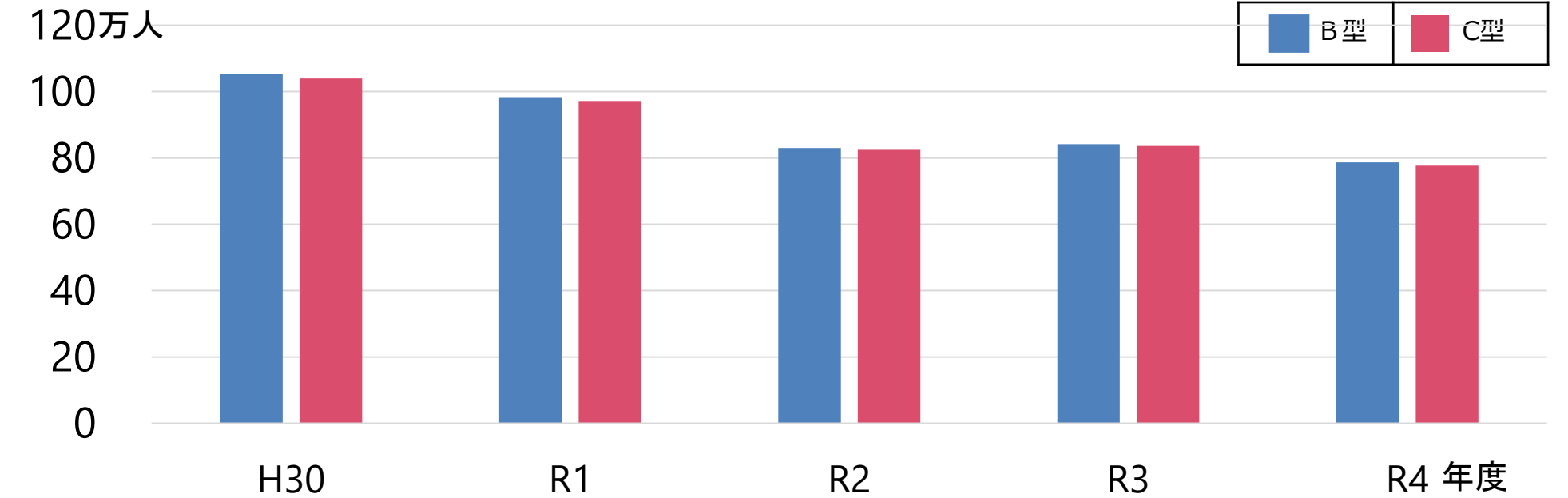
令和6年度肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成件数 (R7.2.12現在)



※都道府県からの実績報告を基に、令和7年2月12日現在で集計。患者から都道府県への償還請求の時期等により実績値は変動する可能性がある。

地方自治体の肝炎ウイルス検査の受検者数

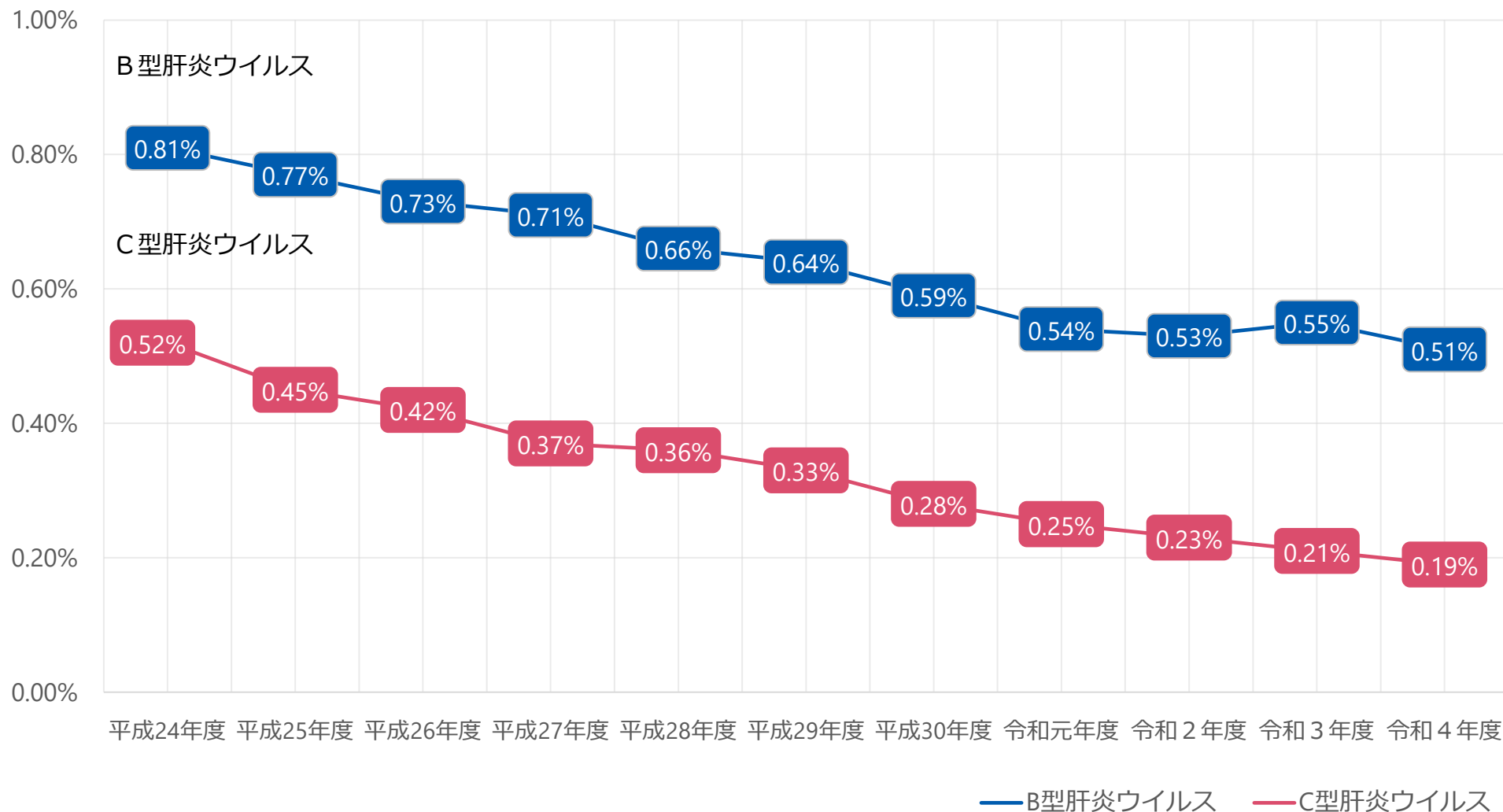
実施主体	事業名	受検可能な場所	対象者	R 4 年度実績
都道府県 保健所設置市 特別区	特定感染症検査等事業	保健所 委託医療機関	全年齢	B 型:222,211人 C 型:212,942人
市町村	健康増進事業	委託医療機関	40歳以上	B 型:564,008人 C 型:563,260人



B 型	1,053,567	983,122	829,499	841,608	786,219
C 型	1,039,833	971,477	824,554	836,080	776,202

平成29年度までは、「特定感染症検査等事業、健康増進事業実績報告」（厚生労働省 健康・生活衛生局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）、平成30年度以降は、健康増進事業については、「地域保健・健康増進事業報告（健康増進編）」（政府統計）、特定感染症検査等事業については、「特定感染症検査等事業実績報告」（厚生労働省 健康・生活衛生局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）による。

地方自治体の肝炎ウイルス検査の陽性率の推移（令和4年度）



平成29年度までは、「特定感染症検査等事業、健康増進事業実績報告」（厚生労働省 健康・生活衛生局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）、平成30年度以降は、健康増進事業については、「地域保健・健康増進事業報告（健康増進編）」（政府統計）、特定感染症検査等事業については、「特定感染症検査等事業実績報告」（厚生労働省 健康・生活衛生局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）による。

都道府県などの肝炎ウイルス検査の実施状況（令和5年度）

【特定感染症検査等事業】

※括弧内は自治体数	肝炎ウイルス検査の無料実施			陽性者 フォローアップ の実施
		保健所	委託医療機関	
都道府県（47）	47	45	39	47
保健所設置市（87）	87	60	63	82
うち政令指定都市（20）	20	9	20	20
特別区（23）	^{（＊1）} 23	13	^{（＊1）} 16	^{（＊1）} 23
総数（157）	157	118	118	152

（※1）地方自治体の独自事業による実施を含む

市町村の肝炎ウイルス検査の実施状況（令和５年度）

【健康増進事業】

※括弧内は自治体数 ただし、高知県奈半利町、田 野町、安田町、北川村、馬路 村は中芸広域連合として回答	肝炎ウイルス検査の実施				無料実施あり
	実施場所（複数回答あり）				
	集団健診	委託医療機関	保健所 保健センター		
市町村（1,714）	1,628	1,368	876	17	1,530
うち保健所設置市 （87）	59	32	55	2	58
うち政令指定都市 （20）	5	2	4	0	5
特別区（23）	23	1	23	1	23
総数（1,737）	1,651	1,369	899	18	1,553

肝炎ウイルス検査の利便性を高める取り組み（令和5年度）

【特定感染症検査等事業】

※括弧内は (検診実施自治体数/自治体数)		出張型検査	他の検査と 同時検査	職域健診時に 同時検査	時間外に実施	その他
保健所実施	都道府県 (45/47)	2	41	1	18	0
	保健所設置市 (60/87)	0	52	1	11	1
	うち政令指定 都市 (9/20)	0	9	0	1	1
	特別区 (13/23)	0	10	0	1	1
委託医療機関実施	都道府県 (39/47)	7	10	5	10	12
	保健所設置市 (63/87)	2	28	2	21	9
	うち政令指定 都市 (20/20)	1	11	1	4	2
	特別区 (16/23)	0	8	0	8	2

市町村肝炎ウイルス検査の利便性を高める取り組み（令和５年度） 【健康増進事業】

※括弧内は (検診実施自治体数/自治体数)	出張型検査	他の検査と 同時検査	職域検診時の 同時検査	時間外に実施	その他
市町村 (1,628/1,714)	98	1,578	112	1,120	71
うち保健所設置市 (59/87)	11	52	6	38	1
うち政令指定都市 (5/20)	0	5	1	2	1
特別区 (23/23)	0	20	2	15	1
総数 (1,651/1,737)	98	1,598	114	1,135	72

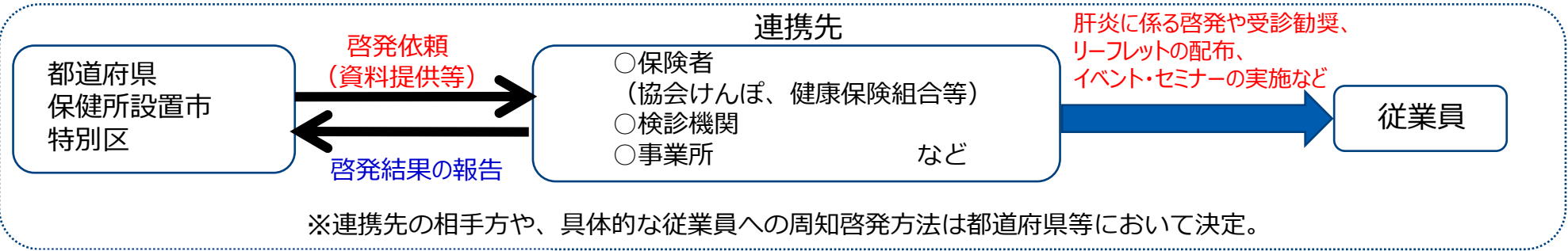
職域検査促進事業について

目的

保険者等による職域における肝炎にかかる啓発や肝炎ウイルス検査の勧奨を行うことにより、職域検診における肝炎ウイルス検査の実施を促すもの

事業の概要・スキーム

都道府県等が、職域での健康診断を実施する保険者、肝炎ウイルス検査を実施する医療機関（検診機関）、事業所等に対して、肝炎ウイルス検査の個別勧奨のためリーフレットの提供やイベント・セミナーの実施の委託等を行った場合、それに要する費用を補助する。（補助先：都道府県、保健所設置市及び特別区 補助率：1／2）



実施状況（令和5年度）

※括弧内は実施している自治体数	連携先（複数回答あり）				
	協会けんぽ	健保組合	事業所	健診機関	その他
都道府県数（16）	11	4	3	4	3
保健所設置市（6）	2	0	0	0	4

※括弧内は実施している自治体数	啓発方法（複数回答あり）			
	ポスター・リーフレット作成	イベント・セミナー・講演会等	定例会議	その他
都道府県数（16）	12	3	0	3
保健所設置市（6）	3	0	0	3

職域におけるウイルス性肝炎対策に関する協力の要請について

「職域におけるウイルス性肝炎対策に関する協力の要請について」

（平成23年7月28日健発第0728第1号、基発0728第1号、職発0728第1号）

関係団体に対して、労働者に対する肝炎ウイルス検査を受けることの呼びかけや配慮等について協力を要請。

令和4年3月「肝炎対策基本指針」の見直し

見直し後の指針において、職域におけるウイルス性肝炎に対する対策について、より一層の推進を規定。

関係団体に対して、改めて周知及び協力を要請（令和5年3月）

「職域におけるウイルス性肝炎対策に関する協力の要請について」

（令和5年3月22日健発第0322第1号、基発0322第1号、職発0322第3号、保発0322第5号）（抄）

労働者の中には、肝炎ウイルス感染に対する自覚のない方や、感染に気づいていても、早期の治療をためらう方がいると考えられることから、肝炎の患者・感染者が早期に感染を自覚し、早期に治療を受けられる環境を作るためには、事業者及び保険者の皆様の御理解、御協力が不可欠です。

つきましては、下記の事項について、改めて御理解をいただき、関係者等への周知方、御協力をお願いいたします。

記

1. 労働者に対して、肝炎ウイルス検査を受けることの意義を周知し、検査の受診を呼びかけること。
2. 労働者が肝炎ウイルス検査の受診を希望する場合には、受診機会拡大の観点から特段の配慮をすること。
3. 本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、プライバシー保護に十分配慮すること。
4. 労働者が肝炎の治療と仕事の両立が行えるよう、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等を踏まえ、通院に対する休暇の付与等、特段の配慮をすること。
5. 職場や採用選考時において、肝炎の患者・感染者が差別を受けることのないよう、正しい知識の普及を図ること。

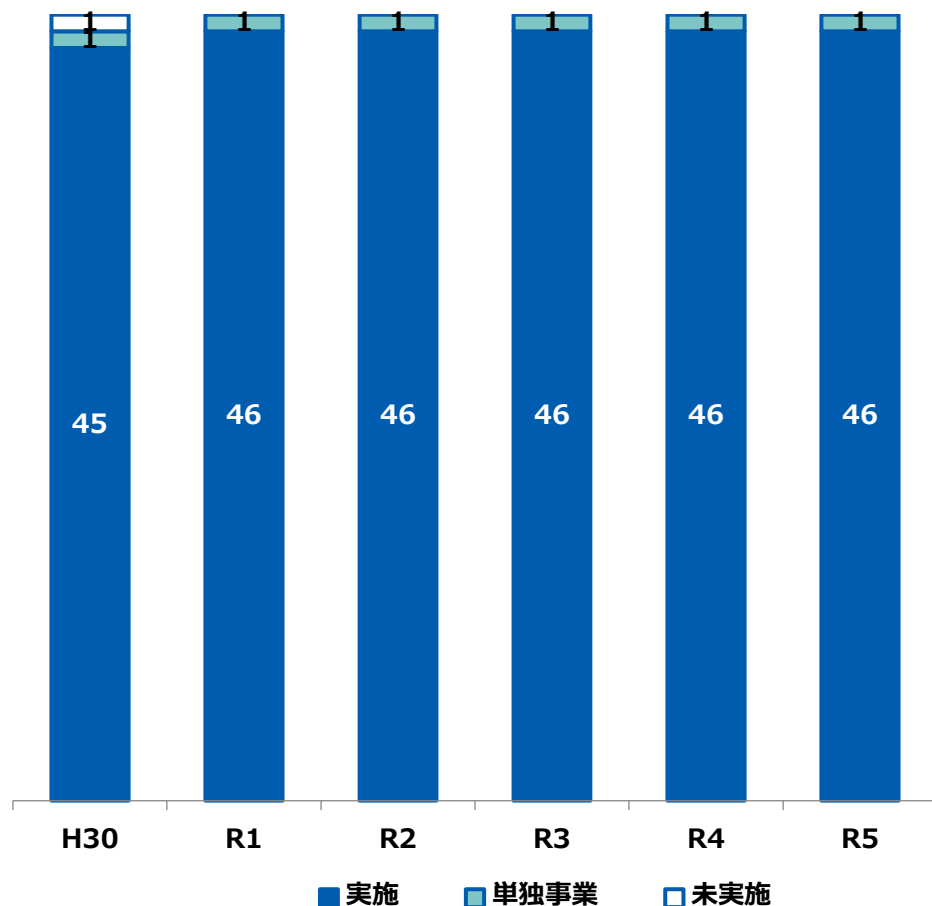
重症化予防推進事業の実施状況

事業概要

利用者の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査を実施することにより肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。

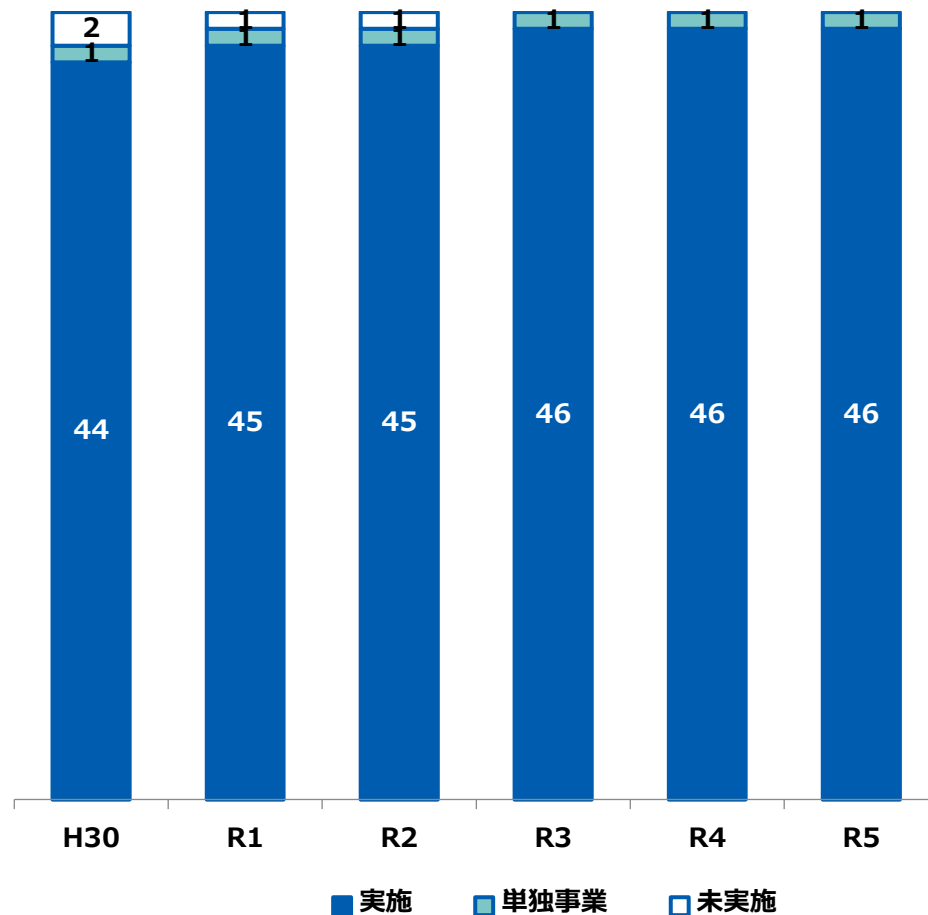
(都道府県数)

初回精密検査



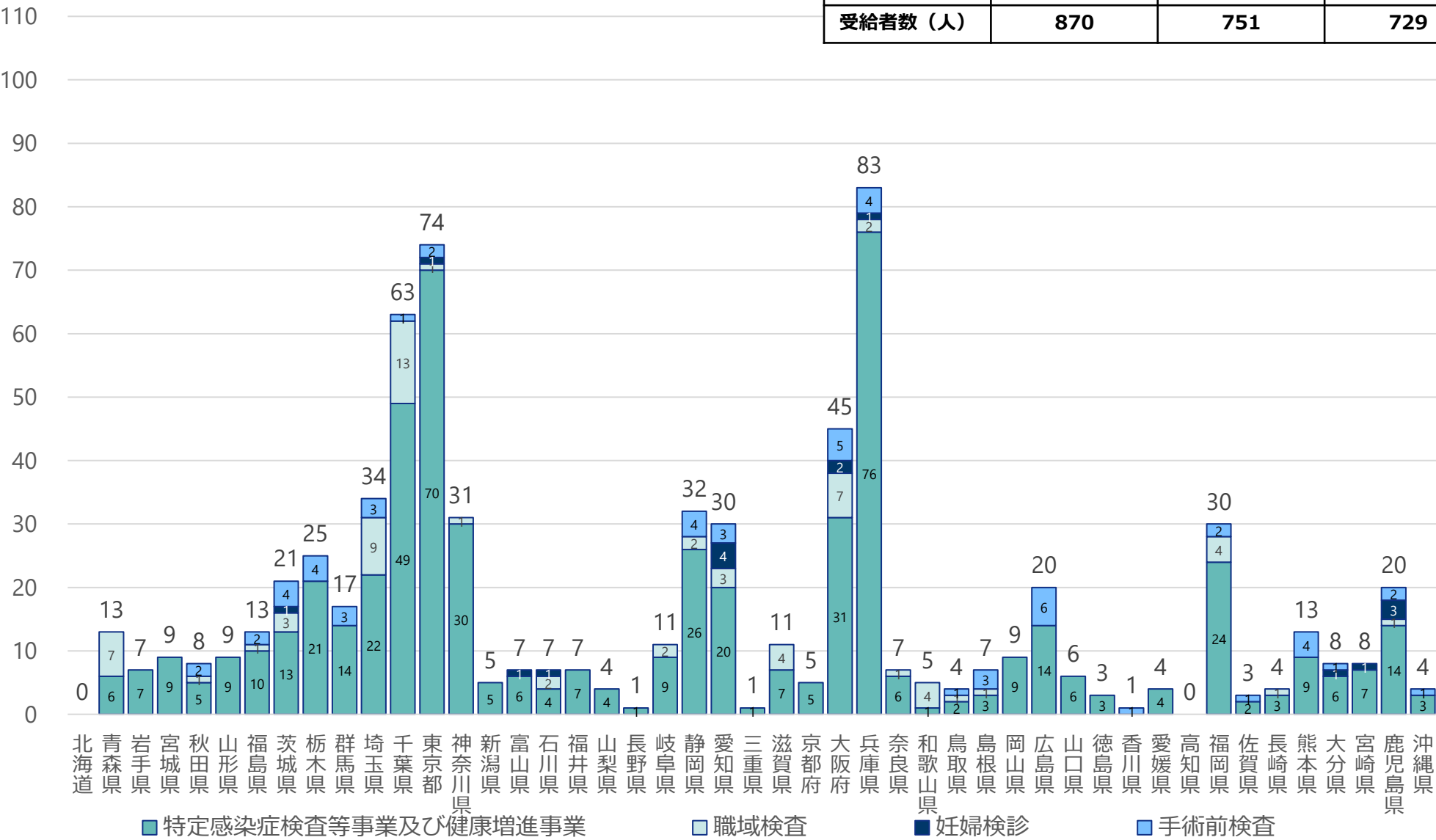
(都道府県数)

定期検査



初回精密検査費用助成の受給者数（令和5年度）

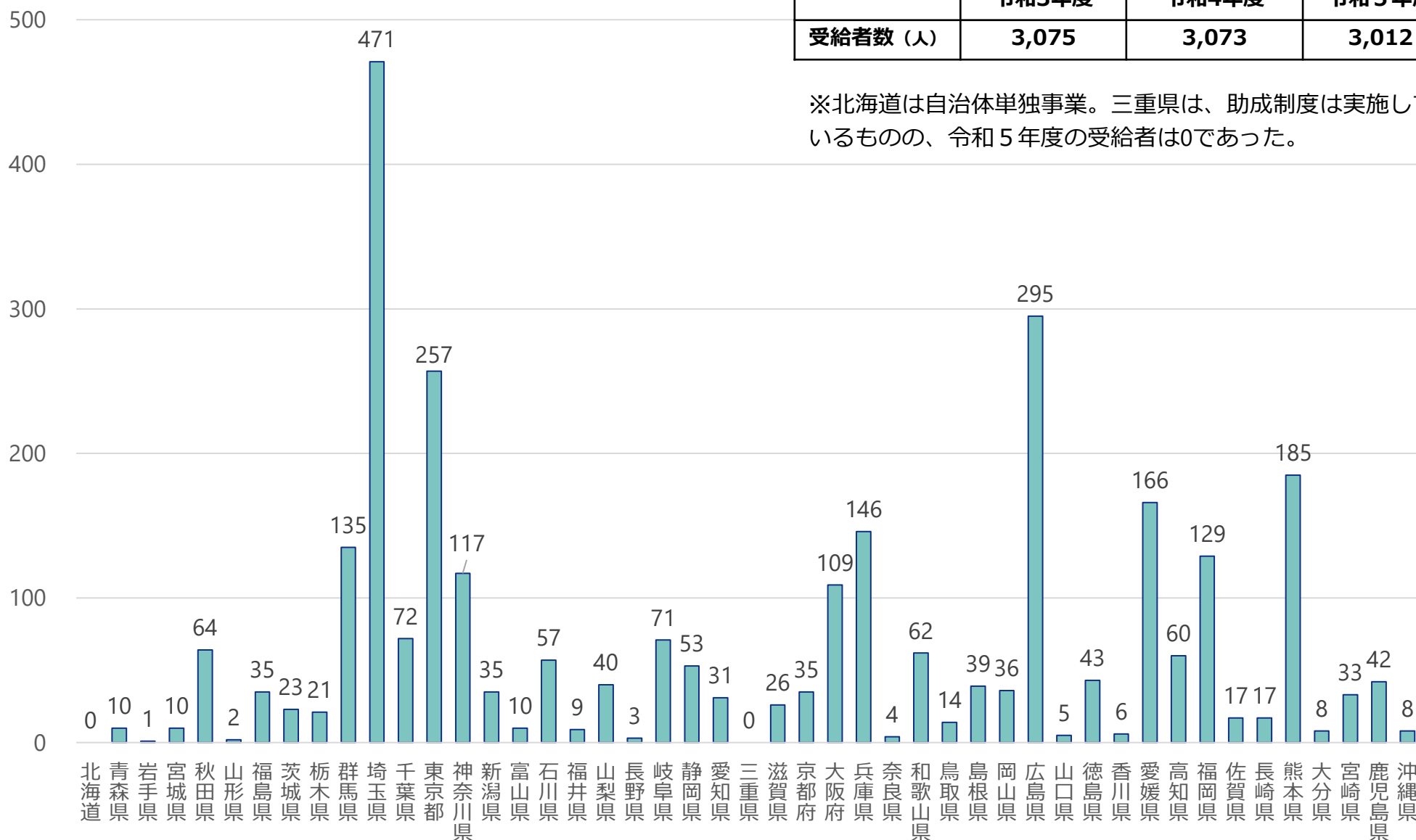
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数（人）	870	751	729



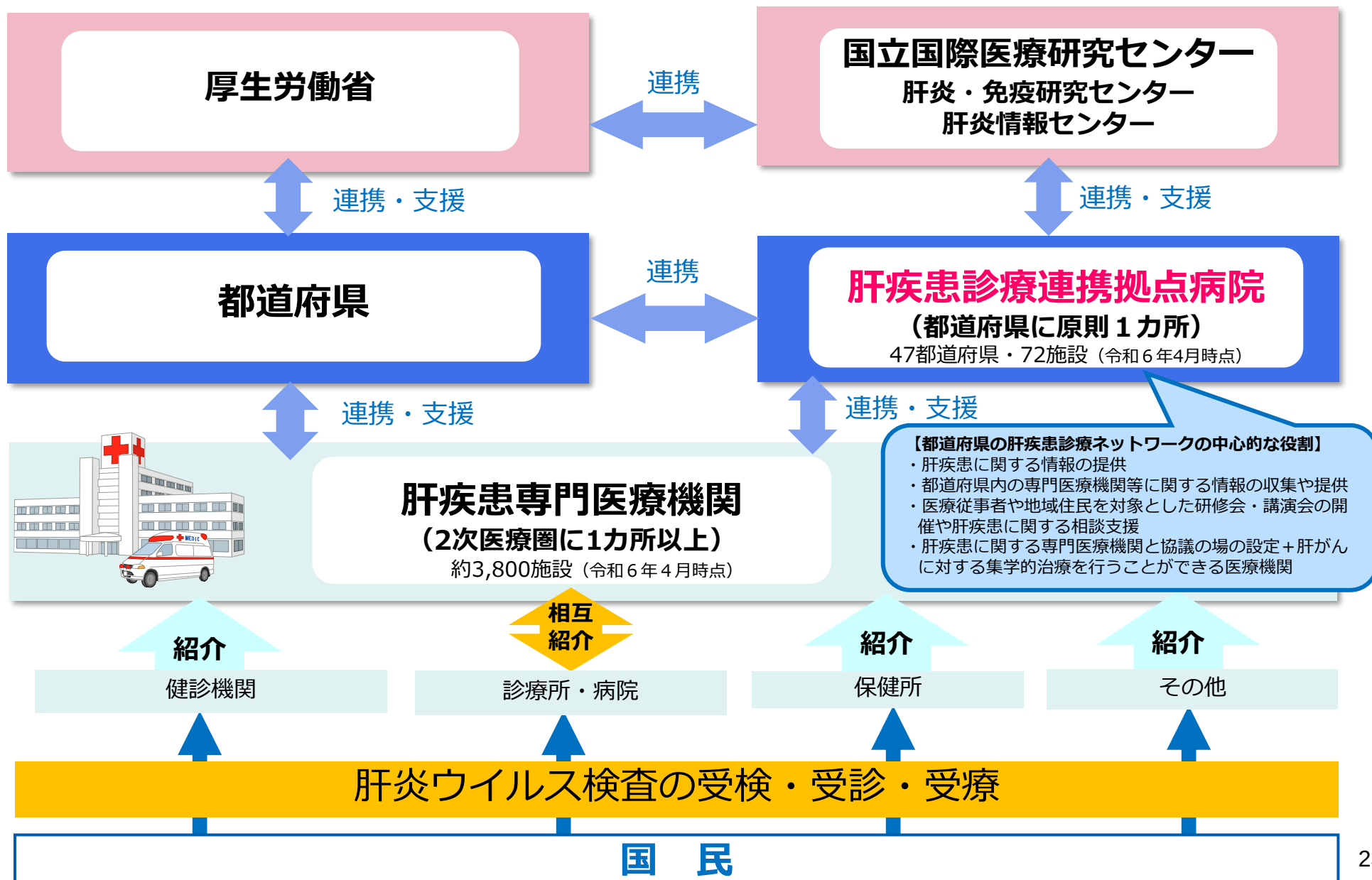
定期検査費用助成の受給者数（令和5年度）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数（人）	3,075	3,073	3,012

※北海道は自治体単独事業。三重県は、助成制度は実施しているものの、令和5年度の受給者は0であった。



肝炎対策における肝疾患診療連携拠点病院の位置付け



肝疾患診療連携拠点病院と専門医療機関の状況（令和5年度）

	専門医療 機関を指定					
		指定要件を 定めている	厚労省の通知 に準拠	自治体独自で 基準を設定	要件を満たしているかを 定期的に把握	要件を満たしているかを 認定時のみに把握
都道府県 (47)	47 (47)	47 (47)	45 (45)	2 (2)	22(22)	25 (25)

		都道府県
全ての要件を満たしている		47 (47)
満た してい ない 医療 機関 がある	①専門的な知識を持つ医師による診断（活動度及び病期を含む）と治療方針の決定が可能	0 (0)
	②インターフェロンなどの抗ウイルス療法が可能	0 (0)
	③肝がんの高危険群の同定と早期診断が可能	0 (0)
	④学会等の診療ガイドラインに準ずる標準的治療を行っている	0 (0)
	⑤肝疾患についてセカンドオピニオンを提示する機能を持つか施設間連携によって対応できる体制を有する	0 (0)
	⑥かかりつけ医等地域の医療機関への診療支援等の体制を有する	0 (0)

（上記①～⑥のうち①～③が必要的要件。ただし、①については緩和措置有り。）

※括弧内は令和4年度

拠点病院等連絡協議会の開催状況（令和5年度）

拠点病院等連絡協議会が開催された都道府県			45 (42)
開催回数（県内の合計） ※書面開催を含む	1回	32 (32)	
	2回	10 (8)	
	3回以上	3 (2)	
肝炎対策協議会と兼ねて開催			7 (7)

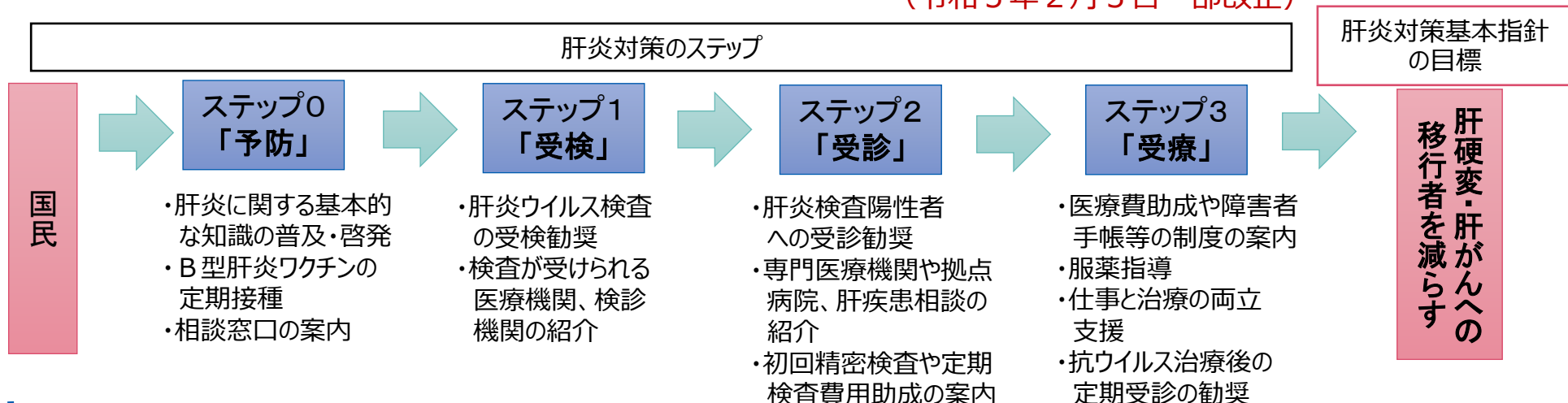
複数の拠点病院がある場合の開催状況（※複数の拠点病院がある都道府県は16）

拠点病院ごとに連携をとり開催	10 (11)
各拠点病院単独で開催	4 (3)

※括弧内は令和4年度

肝炎医療コーディネーターについて

「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」 健発0425第4号平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知
(令和5年2月3日一部改正)



肝炎医療コーディネーター

1人で全ての役割を担うのではなく、様々な領域のコーディネーターがそれぞれの強みを活かして患者をみんなでサポートし、肝炎医療が適切に促進される様に調整（コーディネート）する

保健師



患者会
自治会等



自治体職員



職場関係者



看護師



医師



歯科医師



臨床検査技師



薬剤師



身近な地域や職域、あるいは病院等に配置され、その配置場所や職種などに応じて、必要とされる肝炎に関する基礎的な知識や情報を提供し、肝炎への理解の浸透、相談に対する助言や相談窓口の案内、受検や受診の勧奨、肝炎患者等に係る支援制度の説明などを行う。他の肝炎医療コーディネーターとも協力・連携することで、肝炎の「予防」、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が促進されることが期待される。

さらに、身近な地域や職域で肝炎医療コーディネーターが活動し、肝炎への理解や正しい知識を社会に広げる基盤が構築されることにより肝炎患者等への偏見や差別の解消に繋がることも期待される。

肝炎医療コーディネーターの養成数※

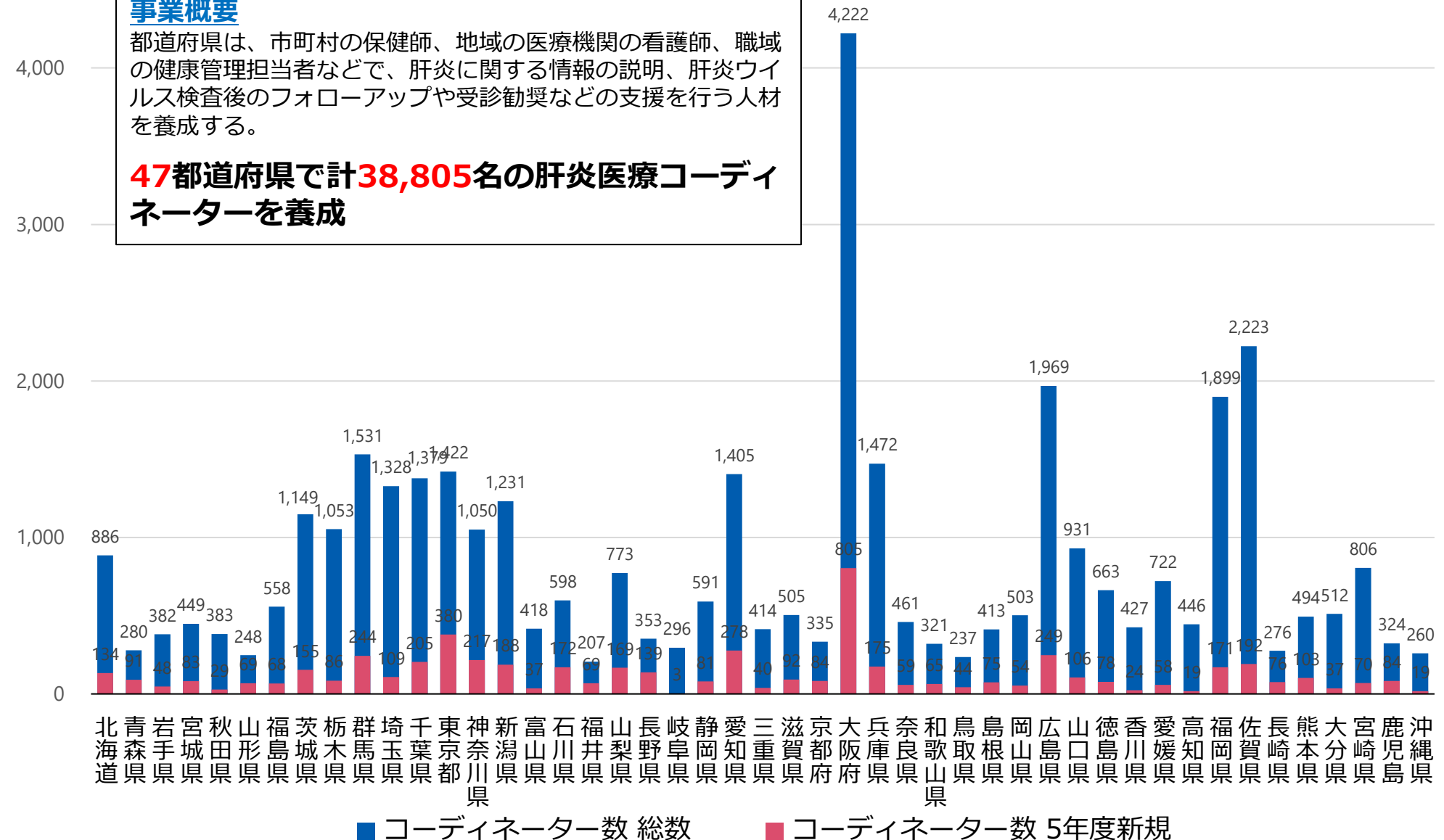
※令和6年3月31日時点。

(人)

事業概要

都道府県は、市町村の保健師、地域の医療機関の看護師、職域の健康管理担当者などで、肝炎に関する情報の説明、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨などの支援を行う人材を養成する。

47都道府県で計38,805名の肝炎医療コーディネーターを養成



「令和6年度肝炎対策に関する調査（調査対象令和5.4.1～令和6.3.31）」（厚生労働省 健康・生活衛生局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）より²⁷

概 要

「肝炎対策の推進に関する基本指針」（平成23年5月16日制定、令和4年3月7日改正）に基づき（※）、肝炎に関する知識や肝炎ウイルス検査の必要性を分かりやすく伝え、国民が肝炎への正しい知識を持ち、早期発見・早期治療に向けた行動を促すため、**多種多様な媒体を活用しての効果的な情報発信や民間企業との連携を通じた肝炎対策を展開し、肝炎総合対策を国民運動として推進するもの。**

（※）基本指針の「第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向（5）肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発及び肝炎患者等の人権の尊重」において、『肝炎ウイルスは、感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気付きにくく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい。このため、国民一人一人が感染によるリスクを自覚した対応を図るよう、肝炎についての正しい知識の普及啓発について、幅広い世代に対応し、各世代に応じて分かりやすいものとなるよう、その効果を見つつ取り組む必要がある。』とされている。

事業の内容

- | | |
|----------------------------------|-------------------------|
| 1. 広報戦略の策定 | 5. パートナー企業・団体との活動 |
| 2. 情報発信（メディアの活用、WEBコンテンツの制作・運用） | 6. 広報技術支援（行政の広報施策のサポート） |
| 3. イベントの実施（日本肝炎デー関連イベント、集中広報の実施） | 7. 国民運動の効果検証 |
| 4. 大使・スペシャルサポーターの活動支援 | 8. 運営事務局の設置 |

⇒ 肝炎の『**早期発見**』『**早期治療**』を重点的に訴求（全ての国民が一度は受検する必要がある『**肝炎ウイルス検査**』の積極推進）

政策課題解決型の戦略的広報の展開

【令和6年度の主な活動】

（1）全体イベントの実施

- ・7/23「知って、肝炎プロジェクト 健康デー2024」開催

（2）自治体・関係団体向けの啓発活動

- ・広島県・香川県・宮崎県・豊橋市における積極的広報の実施
- ・都道府県知事、市町村長、関係団体の長への訪問の実施
[41都道府県、41市町村、5団体を訪問（令和7年2月時点）]
（平成26年からの累計）

（3）情報発信

- ・オフィシャルホームページの運用
- ・メディアを通じた広報（新聞、テレビ、ラジオ等への記事掲載や広告）
- ・R5年度に作成したポスター・リーフレットの使用
- ・R5年度に作成した動画の使用

（4）その他

- ・パートナー企業・団体の支援
- ・「知って、肝炎プロモーター」の支援

【知って、肝炎プロジェクト スペシャルサポーター等】

（特別健康対策監）杉 良太郎 （肝炎対策特別大使）伍代 夏子 （肝炎対策広報大使）徳光 和夫
（スペシャルサポーター）

石川ひとみ、w-inds.千葉 涼平、AKB48、HKT48、EXILE TRIBE、SKE48、STU48、NMB48、NGT48、小橋 建太、コロッケ、佐藤三兄弟、島谷 ひとみ、
清水 宏保、瀬川 瑛子、高島 礼子、高橋 みなみ、DA PUMP、常盤貴子、乃木坂46、野呂佳代、的場 浩司、山川 豊、山本 譲二 ※五十音順（敬称略） 令和6年8月時点

知って、肝炎プロジェクト 都道府県表敬訪問実績

41都道府県、41市町村、5団体を訪問 (令和7年2月現在)



B型肝炎訴訟対策について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の概要

集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルスの感染被害の全体的な解決を図るため、当該連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者等を対象とする給付金等を支給するため、所要の措置を講ずるもの。(平成24年1月施行。令和3年度改正法(6月18日公布・施行)により、令和8年度末まで延長)

1. 対象者

- (1) 対象者は、昭和23年から昭和63年までの集団予防接種等における注射器の連続使用により、7歳になるまでの間にB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者等(特定B型肝炎ウイルス感染者)
- (2) 対象者の認定は、裁判上の和解手続等(確定判決、和解、調停)において行う。
- ※ 給付金等を受けるためには提訴する必要がある。

2. 特定B型肝炎ウイルス感染者を対象とする給付金等の支給

- (1) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金： ※ 支給事務は、社会保険診療報酬支払基金が実施。
- | | | | |
|------------------|--------|--------------------------|---------------|
| ① 死亡・肝がん・肝硬変(重度) | 3600万円 | ②除斥期間が経過した死亡・肝がん・肝硬変(重度) | 900万円 |
| ③ 肝硬変(軽度) | 2500万円 | ④除斥期間が経過した肝硬変(軽度) | 600万円(300万円*) |
| ⑤ 慢性B型肝炎 | 1250万円 | ⑥除斥期間が経過した慢性B型肝炎 | 300万円(150万円*) |
| ⑦ 無症候性持続感染者 | 600万円 | ⑧除斥期間が経過した無症候性持続感染者 | 50万円 |
- ※ 現にり患しておらず、治療を受けたこともない者に対する給付額
- ※ 訴訟手当金として、弁護士費用(給付金の4%)、検査費用を支給。
- (2) 追加給付金：(1)の受給者について、病態が進展した場合、既に支給した金額との差額(②、④、⑥及び⑧は全額)を支給他に、⑧については、定期検査費等に係る一部負担金相当等を支給

3. 請求期限

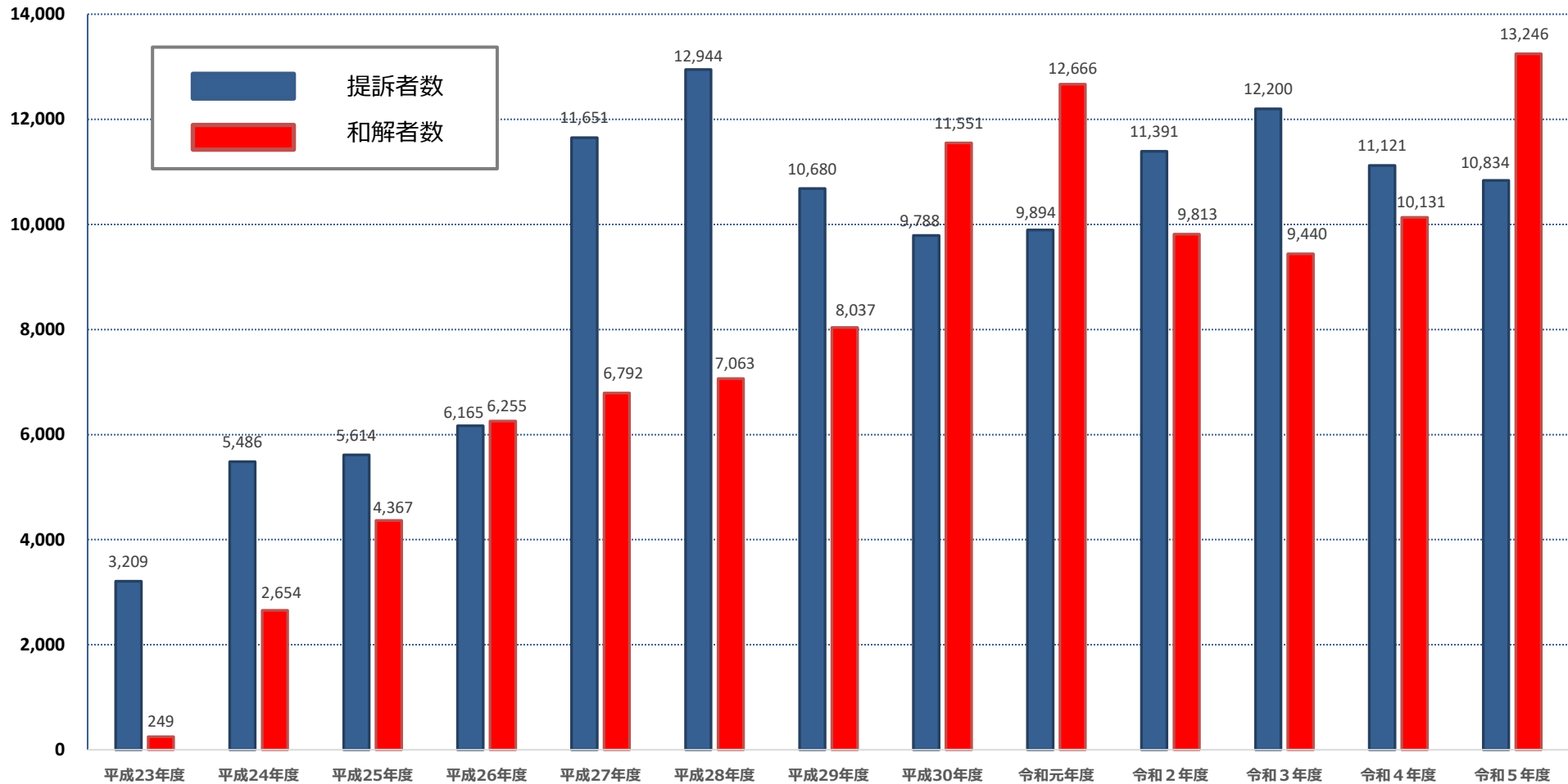
- ・令和9年3月31日までに提訴(和解日等から1か月以内に請求)
- ・なお、追加給付金は、病態が進展したことを知った日から5年以内に請求(新規の提訴は不要)
- 定期検査費等は、当該検査等を受けたときから5年以内に請求(新規の提訴は不要)

4. 費用及び財源

- ・社会保険診療報酬支払基金に基金を設置し、政府が資金を交付。
- ・政府は、平成24年度から令和8年度までの各年度において支払基金に対して交付する資金については、平成24年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保(法附則)。

B型肝炎訴訟提訴者数及び和解者数の推移

(令和6年3月末時点)



※各年度の提訴者数・和解者数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
提訴者数	3,209	5,486	5,614	6,165	11,651	12,944	10,680	9,788	9,894	11,391	12,200	11,121	10,834
和解者数	249	2,654	4,367	6,255	6,792	7,063	8,037	11,551	12,666	9,813	9,440	10,131	13,246

B型肝炎特別措置法に係るポスター及びリーフレットの配布

昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間、
満7歳になるまでに、
集団予防接種を受けたことがある方へ。



上記期間の集団予防接種等の注射器連続使用で
B型肝炎ウイルスに感染した方には、病態区分に応じ、
給付金等が支給される場合があります。

詳しくは
厚生労働省ホームページ [B型肝炎訴訟](#) [検索](#)

給付金の対象となる方や受け取るための手続に関する資料を掲載しています。

感染しているかどうかを調べるために
肝炎ウイルス検査を受けましょう。
採血だけなので短時間で終わります。
詳しくは、最寄りの保健所、お住まいの市区町村、
都道府県にお問い合わせください。

また、相談窓口も設置しておりますので、必要に応じてご連絡ください。

厚生労働省 電話相談窓口
[年末年始を除く平日9:00～17:00]
03-3595-2252

厚生労働省  日本医師会 

我が国では、出生時の母子感染の他、昭和60年代初頭までに集団予防接種などの際に行われていた注射器の連続使用が原因で、多くの方がB型肝炎ウイルスに感染したと見込まれています（最大で40万人以上が集団予防接種等により感染した可能性があります）。

以下の条件に当てはまる方は、一定の手続によって国からの給付金を受け取ることができます。

給付金対象者は以下の4つの条件を満たす方です

- ☒ B型肝炎ウイルスに持続感染している方
- ☒ 満7歳になるまでに集団予防接種を受けた方
- ☒ 昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間に、
集団予防接種を受けた方
- ☒ 集団予防接種以外の感染原因（母子感染・輸血等）がない方

● 給付金対象者から母子（父子）感染している方や、
給付金対象者の相続人も対象となります。

集団予防接種とB型肝炎ウイルス感染との因果関係が認められた方には、病態区分に応じ、以下の給付金等が支払われます。

主な給付金等の内容^{※1}

※1 下記の病態に応じ、訴訟手当金や定期検査費用等が支給されます。

死亡・肝がん・肝硬変（重度）	3,600万円	20年を経過した方については、 死亡・肝がん・肝硬変（重度）	900万円
肝硬変（軽度）	2,500万円	肝硬変（軽度）	600万円（300万円＋ 300万円（150万円＋ 50万円）
慢性肝炎	1,250万円	慢性肝炎	300万円（150万円＋ 50万円）
無症候性キャリア ^{※2}	50万円	無症候性キャリア	50万円

※2 20年を経過していない方については 600万円

給付金を受け取るための手続

給付金を受け取るためには、救済要件を満たしていることと、病態を証明するため、医療機関などから必要な証拠を収集していただき、国を相手とした国家賠償請求訴訟を提起していただく必要があります。裁判上の和解手続により、救済要件を満たしていることが証拠から確認できた方には、給付金をお支払いします。

詳しくは
厚生労働省ホームページ [B型肝炎訴訟](#) [検索](#)

※ これらの一連の手続の一部または全部を弁護士に依頼することができます。（手続を弁護士に依頼し、和解が成立した場合には、給付金額の4%相当分が訴訟手当金として別途給付されます。）弁護士については、「B型肝炎 弁護士」で検索できます。また、厚生労働省ホームページに各地の弁護士の連絡先へのリンクを掲載しています。

B型肝炎訴訟に関する資料、問い合わせ先

<訴訟(和解手続等)に関する照会先>

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課 B型肝炎訴訟対策室

電話相談窓口：03-3595-2252

受付時間：午前9時から午後5時まで

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

厚生労働省ホームページ【B型肝炎訴訟について】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/index.html

B型肝炎訴訟の手引き(第7版)

ご自身での提訴を考えている方へ(説明編・提出編)

内容： 提訴時に必要な証拠書類の収集方法(説明編)

提出書類の様式集、訴状見本(提出編)

(医療機関向け)覚書診断書作成にあたってのお願い(提出編) など

B型肝炎訴訟の手引き

第7版

令和6年8月 改訂
厚生労働省
健康・生活衛生局
がん・疾病対策課
B型肝炎訴訟対策室

<和解後の給付金等の請求手続に関する照会先>

社会保険診療報酬支払基金 給付金等支給相談窓口

電話：0120-918-027(直通)

受付時間：午前9時から午後5時まで

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

社会保険診療報酬支払基金ホームページ

<https://www.ssk.or.jp/jigyonaiyo/kanen/index.html>

副読本「B型肝炎いのちの教育」について

私たちができること

肝炎についての正しい知識を学び、感染を予防し、患者の方々に対する偏見や差別をなくしましょう。集団予防接種によるB型肝炎の感染拡大の経緯を知り、被害にあった方々の声を聴き、被害回復の過程を学び、二度と同様の被害が起こらない社会をつくっていきましょう。



参考

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究」報告書(抜粋)
今回のような社会の制度を介した、国民の生命・健康に関わる事態の再発防止に向けた対策として、国民も積極的な姿勢を持つことが不可欠な基盤である。

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の再発防止策について」提言(抜粋)
国民にあっても、厚生労働行政は国民一人一人の生命と健康に関わるものであり、昨今、国民の意識は高まってきたが、今後は、国や自治体の施策に一切をゆだねるという受け身の姿勢ではなく、国、自治体、医療従事者の対応を把握し、理解・協力・指摘を行う積極的な意識と姿勢を持つことが望まれる。

B型肝炎についてもっと深く知りたい

肝炎情報センター(青少年のための初めて学ぶ肝炎)
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/program/manabustart.html>



厚生労働省(B型肝炎訴訟について)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/



知って肝炎プロジェクト
<http://www.kanen.org/>



全国B型肝炎訴訟弁護団
<http://bkan.jp/>



副読本「いのちの教育」申請フォーム

副読本「いのちの教育」の冊子をご希望の場合、こちらからお申し込み可能です。
※お申し込みからおおよそ1か月以内を目途に厚生労働省から無償で送付いたします。
https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/bkan_shinsei



～感想をお聞かせください～

副読本「いのちの教育」について、
ご意見・ご感想をお送りください。

https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/bkan_kansou



- 令和2年度に、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の皆さまのご協力のもと、副読本「B型肝炎 いのちの教育」を作成。
- 文部科学省と連携のもと、全国の中学3年生を担当する教員向けに配布。



集団予防接種による40万人以上の命や健康への被害。
わたしたちはこの被害から何を学べるのでしょうか。
ひとりひとりが寄り添い共に生きる社会のために。

B型肝炎患者による患者講義実施について

■ 患者講義

- ・ 全国 B 型肝炎訴訟原告団・弁護団において、集団予防接種により B 型肝炎に感染した患者などを講師として派遣し、被害者の声を伝える活動「患者講義」を実施
- ・ この「患者講義」については令和 4 年度から厚労省と連携し、全国の中学校でも展開

■ 患者講義の様子



(2022年6月 福岡県の中学校にて)



(2022年10月 岡山県の中学校にて)

実際に参加された生徒・先生の感想についてホームページに掲載しております。是非ご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/b-kanen/index.html

★ 学校教育における普及啓発について
教育担当部局等から要請等があった
際は「患者講義」をご活用いただく
よう、ご紹介ください。

【実施例】

患者講義は、社会科(公民的分野)、保健体育科、総合的な学習の時間等において実施されています。いずれも患者や遺族の体験を直接聞くことで、人権尊重の精神の涵養等の学習効果が高まります。

- 患者・遺族の語り 20 分
- 救済の道のりや社会制度の説明 20 分
- 質疑 10 分

集団予防接種の過程で起きた B 型肝炎ウイルス感染は、大きな被害を生み、国家賠償訴訟や特別措置法の制定へと至りました。国家賠償訴訟を通じた救済の過程を学ぶことは、基本的人権や法の意義、日本の民主政治の仕組みなどの理解につながることを期待されます。

- 患者・遺族の語り 20 分
- 適切な感染対策の重要性の説明 20 分
- 質疑 10 分

感染症の予防について B 型肝炎ウイルスを例に学ぶことが期待されます。

- 患者の状況や感染被害の背景の説明 20 分
- 患者・遺族の語り 20 分
- 質疑 10 分

偏見や差別のない社会をつくるためにはどうしたらよいか、同じような被害を繰り返さないためにはどうしたらよいかを考えることが期待されます。



お問い合わせ先
厚生労働省 B型肝炎訴訟対策室

TEL:03-5253-1111(内線2101)
FAX:03-3595-2169
E-mail : bkan-inochi@mhlw.go.jp

お申し込み方法

別添の「申込書」に必要事項を明記の上、左記のFAX又はe-mailにてお申し込みください。派遣の日程調整等をさせていただきます。
※派遣希望時期よりも余裕をもって申し込み願います。

申込書URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/000860980.docx>